

【会議録（概要）】

実施日時：令和8年（2026年）1月22日（木）午後2時～午後3時

会議名	令和7年度第5回 越谷市国民健康保険運営協議会	実施場所	越谷市中央市民会館3階 越ヶ谷地区センター・公民館 大会議室
件名／議題	【令和7年度第5回越谷市国民健康保険運営協議会】 1 開会 2 あいさつ 3 議事 （1）国民健康保険税の見直しについてV 4 その他 5 閉会	会議資料 （ <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無）	
出席者等	出席委員 醍醐委員、山崎委員、佐藤（勝）委員、山田委員、今井委員、林委員、 佐藤（陽）委員、山本委員、岩本委員、会田委員、福島委員、加地委員、 森田委員、得上委員、井上委員、上條委員 欠席委員 大凶委員、長谷川委員、中村委員、小野寺委員、松田委員 事務局等 野口保健医療部長 国保年金課：和田課長、須賀副課長、眞々田副課長、田中主幹、田川主査 収納課：前田課長 傍聴者 0名		
●主な内容等			
【議事】 （1）国民健康保険税の見直しについてV （1）について会議資料に基づき事務局から説明した後、質疑応答を行った。 【その他】 次回開催は令和8年3月下旬頃を予定。			

令和7年度第5回越谷市国民健康保険運営協議会

日 時 令和8年（2026年）1月22日(木)午後2時～

場 所 中央市民会館3階 越ヶ谷地区センター大会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 国民健康保険税の見直しについてV

4 そ の 他

5 閉 会

1. 開 会

○司 会 ただいまから令和7年度第5回の越谷市国民健康保険運営協議会を開会させていただきます。

本協議会につきましては、越谷市国民健康保険に関する規則第4条第2項により、委員の過半数の出席をもって会議が成立することとなっております。本日は、委員総数21名のうち16名の方にご出席いただいておりますので、ここに会議が成立することをご報告いたします。

開催に当たりまして、当運営協議会森田会長よりご挨拶をいただきたいと思います。森田会長、よろしく願いたします。

2. あいさつ

○会 長 皆様、こんにちは。本日は、各委員の皆様には公私ともにお忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、本日は、国民健康保険税の見直しについての議事が予定されておりますが、これまで4回にわたって協議いただけてまいりました。国民健康保険税の見直しについては、本日の会議で答申案をまとめたいと考えております。委員の皆様から忌憚のない活発なご意見をいただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いたします。

○司 会 森田会長、ありがとうございます。

なお、大岡弘之委員、長谷川浩一委員、中村幸弘委員、小野寺瑛子委員、松田裕一委員から欠席のご連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。

次に、本日の会議資料等について確認させていただきます。先日送付いたしましたのは、

- ・次第
- ・資料1「国民健康保険税の見直しについてV」
- ・資料2「答申案」

の3点でございます。

本日お手元にお配りいたしましたのは、

- ・席次表
- ・委員名簿
- ・先日送付の資料1「国民健康保険税の見直しについてV」の差替版

の3点でございます。不足しているものはございませんでしょうか。

3. 議 事

○司 会 それでは、議事に入りたいと存じますが、越谷市国民健康保険に関する規則第3条の規定に基づき、森田会長に議長をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

○議 長 それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。委員の皆様のご協力をお願いいたします。

はじめに、会議録作成のため、会議内容を録音することにつきまして、あらかじめ皆様のご了承をいただきたいと存じます。

また、本協議会につきましては、越谷市審議会等の設置及び運用に関する要綱に基づき会議を公開しております。本日は、傍聴者はいらっしゃいますか。

○事務局 傍聴希望者はいらっしゃいません。

○議 長 それでは、議事に入ります。

議事(1)、国民健康保険税の見直しについてVについて、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、表題に国民健康保険税の見直しについてVとある資料に沿ってご説明をさせていただきます。

まず、資料の1ページを御覧ください。前回までの協議会では、国民健康保険税の見直しについて、4回にわたり本市の国民健康保険の現状や医療費縮減のための取組状況、埼玉県国民健康保険運営方針に基づき、令和8年度に赤字を解消する必要があることについてご説明をさせていただき、その内容について協議を進めていただきました。

今回は、5回目となりますが、埼玉県から令和8年度の本市の標準保険税率の本算定が示されましたので、前回、標準保険税率の仮算定の数値でお示しさせていただいた資料を本算定に置き換えましたので、変更点等についてご説明をさせていただきます。

はじめに、前回会議の振り返りをさせていただきます。(1)の保険税率の見直し案につきましては、1点目といたしまして、令和8年度の標準保険税率(秋の試算)によるシミュレーションでは、子ども・子育て支援金分が加わることもあり、1人当たり約2万5,700円の引上げとなる見込みである

こと。2点目といたしまして、次回は1月中旬に埼玉県から示される令和8年度の標準保険税率本算定によるシミュレーションを踏まえた答申(案)についてご協議いただく予定であることを確認させていただいております。

次に、下の表1を御覧いただきたいと存じます。こちらは、前回お示しした仮算定の数値と今回県から示された本算定の数値を比較した表となっております。表を御覧いただきますと、それぞれの項目で増減はございますが、その増減幅は小さなものとなっております、前回ご議論いただいた仮算定時と被保険者の負担感としては変わらないものとなっております。

また、表の下の米印を御覧いただきたいのですが、今般、本算定(暫定)と書かれておりますが、この結果というのが1月中旬に県から示されましたが、仮算定時より国保事業費納付金が増加している市町村があることから、県基金の取崩しについて市町村の意見を踏まえ、現在県で方針を検討しているところがございます。そのため、今回示された本算定は変更となる可能性があることから、(暫定)とさせていただきます。

なお、今回示された本算定から市町村の負担が増加しない形での調整となる見込みでございます。ただ、あくまでも微調整ということなので、数字が若干変わるといったような具合でございます。

続きまして、2ページをお開きください。保険税率の見直し案についてでございますが、真ん中の表2について、令和8年度標準の部分につきまして、前回の仮算定の数値から今回示された本算定の数値に置き換えております。

次に、下段の表4を御覧ください。令和8年度市町村標準保険税率算定に係る主な増減要因でございますが、こちらにつきましては前回お示しした内容と変更はございません。

続きまして、3ページをお開きください。(2)、保険税率の見直しのシミュレーションについてでございますが、③のところにある表5を御覧ください。子ども・子育て支援分の課税限度額が前は未定となっておりますが、国から3万円になることが示されました。これにより、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、子ども・子育て支援金分の合計の課税限度額は106万円から112万円になる予定でございます。

次に、4ページから7ページのシミュレーション等につきましては、仮算定から本算定に数値を置き換えて算定し直しておりますが、被保険者の負担感前は前回お示しした数値から変わらないものとなっている状況でございます。

す。

続きまして、8ページをお開きください。(4)、税率改定による影響でございますが、令和7年度の現行の保険税率から、今回、埼玉県から本算定として示された本市の令和8年度市町村標準保険税率とした場合の被保険者1人当たりの影響額は、年間で2万5,700円となっており、前回の仮算定額と変更はございません。

続きまして、9ページをお開きください。こちらは参考資料となりますが、前回の会議におきまして、委員からご質問いただきました高額の医療費がどのくらいあるのかということにつきまして、データを集計した結果となっております。

今回、直近5か月の10割分の医療費の中で30万円以上のレセプトを抽出させていただいた結果が表のとおりとなっております。毎月1,100件から1,200件、金額でいきますと8億5,000万円から10億円程度が30万円以上のレセプトということになってございます。

ちなみに、1か月の越谷市の総医療費がおおむね月に18億円から19億円ということになっておりますので、その半分程度が30万円以上のレセプトになっております。資料1についての説明は以上となります。

続けてとなりますが、資料2を御覧ください。これまで、同協議会におきまして、4回にわたりご協議いただき、様々なご意見をいただいております。そのいただいたご意見を反映させていただき、今回答申(案)という形でまとめさせていただいておりますので、内容について朗読させていただきます。
[資料2 答申(案)を事務局が朗読]

先ほど申し上げましたとおり、これまでの会議でいただいたご意見等を踏まえて作成した案となっておりますので、内容についてご協議いただければと存じます。説明は以上となります。

○議長 ただいま事務局から、国民健康保険税の見直しについて等について、これまでの議論を整理しまとめた答申(案)の説明がありました。委員の皆様からご意見やご質問はございますでしょうか。お願いします。

○委員 たしか3回目の資料だと思うのですが、均等割について、平成20年度では3,000円上がった、令和元年で2,500円、令和4年では6,000円、令和6年で4,400円、合計16年間で1万5,900円しか上がっていないのに、2年後の令和8年度で約2万5,000円引きあがるというのは、要は一般の我々市民、被保

険者としては、これだけ全てのものが上がっているのに、税金も多分上がるのだなというのは薄々分かっていると思うのですけれども、今まで16年間で1万5,900円しか上がっていないものが僅か2年で約2万5,000円上がってしまう。これをどのように説明していくかというのがちょっと気になるので、先ほどの答申（案）にも出ていたのですけれども、（1）の改定の背景や必要性の中の2段目の、事前に丁寧な周知を図るとともに、これはどんな周知をするのかというのを教えてください。

○議長 事務局、お願いします。

○事務局 ただいまの委員さんのご質問にお答えいたします。

周知につきましては、この協議会でもいろいろご意見をいただいているところでして、市のほうでも様々な方法での周知を考えているところでございます。しかしながら、全戸配布という形での事前送付というのは、スケジュール的なものなどから難しいと考えておりました、まずできるところとしては広報紙やホームページでの周知、そのほか、登録していただいている方に対しということになるのですが、cityメールを活用した周知に努めさせていただきたいと考えております。

また、納税通知を送付する際に、今回の変更点について分かりやすく記載した通知を同封することを現在考えているところでございます。以上でございます。

○委員 ありがとうございます。私もここの委員になったのは今年の6月で、赤字ということをそこで初めて聞いたのですね。一般の市民の方は、ここまで赤字だというのは恐らく知らないはずなのですよ。民間でいえば赤字はその会社の中で処理するということになるのですけれども、この赤字という表現は出すような形で考えているかどうか教えてもらえますか。

○議長 事務局、お願いします。

○事務局 お答えいたします。

そこに関しては、赤字というご説明はさせていただきます。これまでも周知が行き届いているかどうかということはあるのですが、国保の赤字がかなり膨らんでいてということにつきましては、広報紙やホームページなどで周知させていただいているところですが、被保険者の方は、ご自身の納税通知書の額等を見て、初めてそれが高い低いということで反応される方が多いものですから、事前の周知による反応というのは、正直そこまでなかったとい

うのが実感としてございます。以上でございます。

○委員 ありがとうございます。決して文句ではないのですけれども、これだけ、1人当たりということで、その人の所得によって大分金額は変わるのでございますけれども、先ほどのこちらの資料で、5ページでぱっと見た段階で、一番所得の600万、700万という人がどの世帯でもすごく上がってしまうのですね。1,000万を超えている人のほうが逆に少ない、ただもともとの額を払っているからというのは重々分かっているのですけれども、一番働いている方、これ本当なのって言ったときに、1,000万、こういうお金を持っている人は軽減しますよ、頑張っている人は全く何も軽減ないですよというのがこれ表から見えてしまうのですけれども、この点も提示するのですか、お願いします。

○議長 事務局、お願いします。

○事務局 お答えいたします。

高所得者の方に対して保険税額が頭打ちになっているというところにつきましては、資料の3ページの③を御覧いただきますと、こちらは法律において、それぞれの項目ごとに限度額というのが定められておりまして、それ以上は賦課してはならないといったような決まりがございます。そのため、令和8年度の限度額というところを御覧いただきますと、どんなに所得があったとしても、それぞれの項目ごとの66万円、26万円、17万円、3万円を超えて課税をすることができないということになっておりまして、市の単独で変えるということではできませんので、先ほどの表のように一定額を超えると、もうそれ以上税額は増えないということになってございます。以上でございます。

○委員 ありがとうございます。そういうものとは思っていたのですけれども、あえて聞きました。

あと、最終的には、今日が最後の会議ということなので、その1人当たりの金額を上げるという方向性で調整をしていくということですよ。答申（案）の中に、親切丁寧な説明って出ていますけれども、これ恐らく被保険者の人、一番、人によって倍ぐらい上がってしまうのは何で、納得いかないよというパターンはたくさん来るのではないかなと思うのですけれども、あと逆に本当に年金だけで暮らしているご夫婦であったり、基礎年金しかない方って、本当に一月5万、二月で10万ぐらいしかもらっていない中で、生活

費をどんどん削って何とかやっているのだけれども、保険料が払えないよ、相談はします、分割にしますとは言うものの、もらうお金はもう働けないからそれしかないのです。それでも取るよという方向性かどうか教えてください。

○議 長 事務局、お願いします。

○事務局 お答えいたします。

確かに生活の実態、所得の実態等で支払いが困難だという方というのは、今度の改正によってより増える可能性があるとは認識しております。その中で、実際そこの納税相談、例えば今回上がったことによって支払いが困難だということでご相談をいただければ、その生活実態に合わせた形で、委員がおっしゃられた分納の計画を立てたりという中で、生活を維持しながら支払いも進められていくような形でのご相談というのは丁寧にしていきたいと考えております。以上でございます。

○委 員 ありがとうございます。私が思うのは、一番、それで生活保護になってしまう人というのはゼロではないと思うのですね。相当数出てきてしまうと、全く逆に、国保ではなくて生保になってしまうのですけれども、国としての傾向がまたそっちへ行ってしまうのでどうなのかなというところはありますね。今言ったように分割して云々と言っているのは重々分かるのですけれども、それでも払えない人はもう生保になる道しかないのですよ、考えると。あと、何があるのか。もう親兄弟も誰もいなくて、本当夫婦2人だけでその年金しかなくて、分割でって言われても、あと生活もできません。生保になりますというそういった生保になる方の、仮にどれぐらいとかという試算は、そういったものがあれば教えてください。お願いします。

○議 長 事務局、お願いします。

○事務局 お答えいたします。

実際、この保険税を引き上げることによりまして、保険税率、所得に対する保険税の負担率というのは、通常、国保というのはほかの被用者保険等に比べてかなり高い負担率というものはあるのですが、ただそれは個々に見ていった場合に、そこには差異というのが生じますので、正直現状で、今回上げ幅によってそこの生活が厳しくなってしまう世帯がどれぐらいあるかという試算はできていないというか、できないというのが現状でございます。以上でございます。

○委員 ありがとうございます。よく国保は国民皆制度を支えていると、まさに書いてあるとおりなのですが、今政治家が平気で国保高いから払わないとか何かとんでもないことをやる人が出てきているのですけれども、一般のお金がなくとも払っている人たち、頑張っている人たちがいるのによくそういうことをやるなど、信じられないことが今起こっているのですよね。世間一般で考えると、とんでもないことを平気でやる偉い人たちがいっぱいいる、多過ぎるので、そういったところも私個人としては何とかしてほしいと思います。以上です。

○議長 ありがとうございます。そのほかにもございますでしょうか。お願いします。

○委員 委員が言われたとおりだと思うのですが、多分一番ご苦労されるのは課の窓口の方たち、事前含めていろいろ対応に時間かかるから、ご苦労は察するところなのですけれども、先ほどありました丁寧な説明という中で、これは私の個人的な意見なのですけれども、多分広報、ホームページ、cityメールにしても、国保に加入している方ってあまり読まないのではないかなと思うのですよね。国保は10年赤字だよと。例えば広報でも今までの市の会計決算、一般会計はこうですよと、特別会計はこうですよと出ていて、実際に健康保険に入っていて済ませている方、国民健康保険を使っていない方というのは、ああそうなの、赤字になっているのねと、自分たちは関係ないと、逆に一般予算、その分削らなくていいのだよ、ぐらいしか、へたすると感覚がないのではないかなと思うのですよね。私、何が言いたいかというと、丁寧な説明って、そうすると、私なんかは国保に加入しているから、どこが一番ぴんとくるかということ、事前に送られる通知書、6月から10回に分けて払いますよね。その直前にその通知書で来年度はこうなりますよと、あの中に国保ガイドブックがあって、そして今年度でいうと、納税通知書ついてという1枚ぺらが入っていただけなのだけれども、多分一番見るのは、国保の加入の方というのは、多分そこではないかなと。だからその説明というところでは、個人的な意見としては、その辺を見ない人はたくさんいると思うのですが、チャンスとしては一番そこが狙いどころなのかなというような気がします。

ただ、ほかに広報やホームページで上げるなどということではなくて、そのいろんなメディア、いろんな機会を通じて、市としての問題点ということ

周知徹底されるということは当然やっていただかなければいけないことですが、個人的には効果としてはそっちのほうがあるのかなという気がしました。本当にご苦労かけると思います。

それと、ちょっと余計な話なのですが、今の段階で分かれば教えてほしいのですが、例えばOTC類似薬の保険適用の見直しですとか、高額療養費制度の見直し、あるいは後期高齢者の保険の負担割合、1割から3割まである負担割合の見直しとか、いろんな動きがあると思うのですが、細かい情報というのは市のほうに入っておられるのか。というのは、今後いろいろ改革しますよと言っても、要は医療費全体どうのこうのではなくて、何が話されているかという、自己負担割合を増やしますよという全部その話なのですよね。社会保険料増やせないから、でも医療費は当然ながら不可欠なものですから、持続可能にしていかなければいけない。では、そのためにどこをやるかという、いわゆる自己負担というような気がしています。

ここにもあるとおり、公費の拡充と言っても、公費というのは結局税金ですよ。要は我々が払っている、負担ということでは公費でやるか保険税でやるのか、あるいは自己負担でやるのかということなのだけれども、今はその部分の議論の中で、自己負担の分だけがやたらピックアップされているような気がしているので、もし何かそこら辺で情報があれば、教えていただければなというところです。よろしくお願いします。

○議長 事務局、お願いします。

○事務局 お答えいたします。

国に社会保障審議会の保健医療部会というのがございまして、逐一その中で様々な議論がされております。実際、直近の動向で情報を得ているのは、高額療養費の関係で区分の見直しとその負担額の見直しについての情報というのは入っております。今年の9月以降に変わるのではないかということでの話は来ております。それ以外のものについては、まだ継続で審議をしている状況かと思っておりますので、逐一それが変わる段階で、いつからこういったものもやりますよということで情報が入ってくることになるかと思っております。

ちなみに、高額療養費については、昨年来も同じような話が出ていたかと思うのですが、やはり個々の区分、所得が高い区分の負担を増やしつつ、ただ長期の入院患者さんを配慮するという関係で、年間の上限額を設けたりということで、細やかな形での改正をしていくとの情報は入ってきているとこ

ろでございます。また、最初に話のありました納税通知書のところなのですが、こちらに関しては納税通知書の際に変更点というのは、こちらのほうで同封させていただくことは予定しております。それも踏まえて事前にできる周知として併せてやっていきたいと考えております。以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

そのほかにご質問等ご意見とかございますでしょうか。お願いします。

○委員 よろしく申し上げます。資料2なのですけれども、資料2の3ページの(3)番なのですが、越谷市の収納率は県内下位にありというふうにあります、具体的にどのくらい下のほうに位置しているのかと、あと埼玉県内で収納率が高い市はどこなのか。あと、そういった収納率が高い市がどういった政策を取っていて収納率を上げているのか。あと、収納率93.72%、越谷市の規模に求められているのに届いていないと書いてあるのですけれども、具体的に越谷市の収納率の現在のパーセンテージが何%なのかも知りたいですし、あと埼玉県内の収納率、下位にあるにもかかわらず、その状況で保険税を上げるとさらに未納が増える懸念というのはないのか。あと、収納率を上げることと被保険者の負担を上げる、負担増のバランスについての効果検証はされていますか。

○議長 事務局、お願いします。

○事務局 お答えいたします。

まず、県内下位にあるということで越谷市がどれぐらいの場所に位置づけで順位にいるかということで、私が承知しているところは下から2番目とか3番目です。下にありますのは川口市さんとか、そういった大きな市が来ている傾向にありました。

収納率ですけれども、昨年度は現年課税分が93%ぐらいで、滞納繰越分が40%というような数字ですけれども、今年度の今のところはほぼ同程度の数字で推移をしております。

あと、税額が2万5,700円、試算の結果ですけれども、来年度、令和8年度上がることによって、収納率どうなるかということでいいですか、まずは。そちらにつきましては、これまで税率改定したのが令和元年度、4年度、6年度ということでこの答申の本文に書いてありますけれども、通常ですと、税率を上げる前と上げた後だと0.5%程度落ちます。現年課税分ですね。一方で、滞納繰越分というのはこれまでの累積分ですから、それほど影響を受け

ていないというような形になっています。

しかしながら、先ほどほかの委員からもありましたけれども、今まで上げてきている金額って数千円にとどまっているのですね、この2年とか3年に1度上げていく金額が。その金額を一気にこの2万5,000円とか上げたときに、一体どれだけ収納率に影響するかというと、確実に下がるのは、もうほぼ確実に下がると思います。どれほど皆様方に啓発をしても、今の国民健康保険の制度を考えてみますと、確実に下がると思います。しかしながら、もともと国民健康保険の加入者は少なくなっているのですけれども、そこで金額を上げることで、調定額は税率を上げないよりも、上げた方が上がってくると思います。

一方で、収納率が下がるわけですから、上げなかったときよりもその税率というのは下がってくるって言いましたけれども、そこら辺の試算というのは、細かい数字といいますか、ちょっと幾らぐらい影響があるのかということところはまだ試算は、私どもの収納課では出していないところです。

いずれにいたしましても、収納だけに関しますと大変厳しい状況が想定されますけれども、先ほど国保の課長が申し上げましたけれども、ちょっとこの金額払えないという形で来られた場合については、今の収支の状況を聞き取った上で、市民の皆さんの意向に完全に沿う形かどうか分かりませんが、最終的な完納、完結に結びつけていきたいと、私ども収納課の職員は思っております。

あと、すみません、最後の質問って何かいただいていたと思うのですけれども、一番最後に、ちょっとすみません、聞きはぐってしまって。

○委員 収納率向上と負担増のバランスについての効果検証がされているかどうかということでしたけれども、あとちょっとまだいいですか。

資料1の5ページなのですけれども、例えば所得が43万円で、現行は1万6,500円、増加額は8,900円というのは生活の実態としてかなり厳しいと思うのですね。先ほど高所得者層の賦課限度額については理解できたのですが、低所得者層に対して、本当に軽減制度の周知とか、申請するための支援が足りているのかどうかとか、低所得者層は制度を知らなかったりとか手続きができないことで取りこぼしが起きやすいので、支援のそういった方法などを強化すべきだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長 事務局、お願いします。

○事務局

お答えいたします。

先ほど低所得者の方については、保険税の軽減制度というのがございまして、均等割額の7割、5割、2割が所得によって軽減されます。こちらについては、自動的に、特に本人が申請することなく、所得に応じた軽減というのがかかって、それに基づいて賦課をするという形になりますので、その低所得者の方が申請をしないことで軽減が受けられないといったことにはなっていないので、そこは制度上フォローされていると考えております。以上でございます。

○委員

ありがとうございました。

○議長

ありがとうございました。

そのほかにご意見、ご質問等はございますでしょうか。

〔発言する人なし〕

○議長

それでは、ないようですので、それでは委員の皆様からいただいたご意見を踏まえまして、事務局から補足説明はありますか。

○事務局

これまで5回にわたり様々なご議論いただきまして、貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。

今回、答申（案）を示させていただく中で、いただいた意見として大きいのが、今回改定幅が大きいので、周知であるとか説明というのをどうしていくのかというご意見が多かったように考えております。

これまでも本市の国民健康保険は赤字ですよ、医療費がこれだけかかっていますよというご説明はさせていただいているのですが、国保制度は、医療費の内訳、例えば3分の1が現役世代からの仕送りですよ、残りの部分について半分は国、県の公費ですよ、その中で残りが保険税として徴収すべき部分ですけども、低所得者の方が多いので、そこにも国、県から繰入金という公費も入っていますよといったような財源の見せ方であるとかも含めて、様々な角度から説明をさせていただきたいと考えております。

貴重なご意見、様々ないただきまして、ありがとうございました。

○議長

では、お願いします。

○委員

いろいろとご説明いただいて、ありがとうございました。

ちょっとどういうふうに伺っているのか分からないのですが、今、国保逃れという言葉が聞かれているのですが、越谷市内でも何か把握できるようなことってありましたか。

○議長 事務局、お願いします。

○事務局 お答えいたします。

国保というのは、被用者保険等に入れれば加入することはなく、他の医療保険が優先ということになっていまして、そうするとほかに加入していますという方については国保の加入の届出というのはいないものですから、そこについて国保側から何か確認する手だてというのはいないのが現状でございます。

現在、オンラインでどこの医療保険に今加入しているかというのが分かるようになっていて、途切れることなくどこかの保険に入ることになっているのですが、社会保険、被用者保険に入っているという状況ですと、国保には届出をってしないため、社保の資格があるかどうかという部分に踏み込んだ確認というのができないものから、報道であったようなところをこちら側で見るといえるのができない状況でございます。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。では、お願いします。

○委員 ものすごく不思議な感覚にとらわれてしまうのは、越谷市だけの話をしているのか、それとも埼玉県レベルで話をしなければいけないのかというところで、ちょっと目線が矮小化というか、縮小して何か論じられているようにちょっと聞こえてくるのですね。前々回、ちょっと私がぼらっと言ったのですけれども、先ほど収納課長が収納率が悪いところは川口市も含めて越谷も下位に位置すると、たしか川口市も市町村標準保険税率が越谷市と同等で低いのでしたよね、たしかね。ですから、この会議の話というのは、少なくとも埼玉県どこの市町村でも同じようになっているのだなというふうに考えないと、もう越谷だけが払える払えないとか、上げてはいけないとかと言っていたら、この答申の3ページに書いてある、上から5行目からですか、赤字を解消するためには本市の保険税率と埼玉県が示す本市の市町村標準保険税率というこの大きな乖離をなくさなければいけないわけですから、越谷を取り上げて論じるのも大事なことで、同時に、どんどん、どんどんこれからは広域化含めて埼玉県などの県が主導していく流れに乗っていかためには、どうしてもこの税率に乗っけていけないのだなというふうに私は捉えているのであって、国民健康保険税というのが税になったのがちょっといつだったか、僕は記憶には分かりませんが、かつては保険料

と言われたはずなのですよね。皆さん所得税なども渋々払って、どうなのでしょう。皆さん税金として、自動車税なんかは仕方ないのだというところで払っているのかもしれない。ところが、国民保険税になってしまうと身構えてしまうというような風潮というか、市民なり県民なり国民の認識があるのではないかなと、問題はまさしくそこを問いただすというか、皆さんで議論しなければいけないところなのではないかなという気がするわけですね。税の重みということに対する認識の希薄さというか、どうなのでしょう。やっぱり税があれば、当然払っていかなければいけないし、所得税とかだって税務署が言うとおりに我々皆さん納付しているわけですよ。当然指針なりというのは、例えば今後、県の標準のものに合わせていくのであれば、それを納得してもらって上げるのはもうやぶさかではないし、赤字を解消するのはもうこれしか手だてがないのではないかなというふうに、私は申し訳ないですけれども、考えています。

○議長 事務局、お願いします。

○事務局 ありがとうございます。まさにおっしゃられたとおりで、今回の議論というのはあくまでも越谷市だけではなくて、埼玉県全体で、先ほどの県が定めている運営方針に基づいて、今、ほとんどの市町村、税率が足りていませんので、そこを目指して、ここ2、3年でかなり、今回、越谷市が目指しているような形での上げ幅の市町村というのが多い状況でございます。

これは、あくまでも埼玉県だけではなくて、全国的な話でもあります。以前お話しさせていただいたとおり、全国の国保の中で赤字があるというのは1割程度、残りの9割というのは毎年必要な額だけ税率なり料率を上げてきているというのが現状でございます。そのような中、首都圏に限ると、なかなか保険税の改定がうまくいかず、赤字が恒常化していたというのが現状でございます。

そのため、先ほども少しお話しさせていただいたとおり、なぜ国保税がこれだけかかるのか、こういった医療費の仕組みの中でこの部分を担っていただいていますということをご理解をいただくということも重要かと考えておりますので、今後はそういった部分についてももしっかり周知をしていきたいと考えております。以上でございます。ありがとうございます。

○議長 ありがとうございます。

そのほかにご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔発言する人なし〕

- 議長 これ以上ご意見がないようであれば、お諮りをしたいと思います。
この答申（案）を市長の試問に対する答申としてよろしいでしょうか。よろしいですか。

〔発言する人なし〕

- 議長 それでは、異議がないということで、それでは市長への答申でございますが、本来であれば委員の皆様にもう一度お集まりいただいて、市長へ答申するものでございますが、日程の都合上、会長、副会長にご一任いただければと考えております。皆様、いかがでしょうか。（拍手）

ありがとうございます。詳細につきましては、事務局より説明をお願いいたします。

- 事務局 皆様、ありがとうございます。本日取りまとめでいただきました答申書につきましては、市長への答申後に、委員の皆様にご写しのほうを送付させていただきます。

また、答申を踏まえまして、令和8年度の保険税率の改定につきましては、市議会の3月定例会になるのですが、そちらのほうに税率改定の議案のほうを上程したいと考えております。以上でございます。

4. その他

- 議長 ありがとうございます。
それでは、4のその他でございますが、委員の皆様から何かございますでしょうか。お願いします。

- 委員 先ほど参考資料をつけていただいて、前回お尋ねしましたこととありがとうございます。これ、月の医療費が大体18億円ということですが、あとこれの母数というのはどれぐらいになりますか。

- 事務局 件数でいきますと、月で大体5万2,000から3,000件ぐらいになります。

- 委員 どうもありがとうございます。その5万2,000件のうちの2%ぐらいで、この医療費半分を実は使っているということですね。これは、保険ですから当然対応したりとかということで高額な医療費になるということは当然起こり得るので、保険としては大事なことだろうと思います。

なぜ数値を出してほしいと言ったかということ、今、先ほどOTCの問題とかいうのは、要するにほとんど半分以下、5万人ぐらいの方が、例えば風邪

とかにかかった場合に、例えば風邪薬であるとか解熱剤とかそういうものについては、この全体でいうと微々たるものなのですが、普段そんなに保険を使っていない方に、さらにまた自己負担で出してねというようなことを国が言っているわけです。だけれども、この実態を見ていただいて分かるのは、こここのところを何とかしていかないと、なかなか医療費というのは下がらないのだなということです。普段めったに保険使わないのだけれども、使ってそのこのところは自己負担がまた増えますよというようなことになると、この辺のところは実際のところは国民は何も知らないというわけです。全体の医療費が越谷で18億円毎月かかっているのだから、年間で何百億円になっておりますから、それをカバーするにはこれだけ保険料が必要ですという理論なのですが、こういう分布だということを、やっぱり国保側から知らしめたほうがいいのかというふうには思います。

○議長 事務局、お願いします。

○事務局 ありがとうございます。今回、これを集計するに当たりまして、これで半分占めているというのは、結構意外な結果だったりもしましたので、せっかくあるデータですので、様々な角度からこういったことを検証できればと考えております。ありがとうございます。

○議長 ありがとうございます。

そのほかにご意見とかご質問ございますでしょうか。

〔発言する人なし〕

○議長 ないようでしたら、以上をもちまして本日予定されていた内容につきまして、無事終了いたしました。皆様のご協力に感謝申し上げ、議長の任務を降ろさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、事務局にお返しいたします。

5. 閉 会

○司 会 森田会長、長時間にわたる議事進行、誠にありがとうございました。

なお、本日の会議録でございますが、後日作成できました段階で委員の皆様へ送付させていただきますので、ご確認をお願いしたいと存じます。

最後に、昨年6月の第1回運営協議会において、市長から国民健康保険税の見直しについて諮問し、皆様には多くのご協議をいただき、答申としてまとめることができました。改めて、保健医療部長の野口よりお礼を申し上げ

げます。

○部 長 委員の皆様には、日頃より本市の国民健康保険の運営に多大なるご理解とご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、先ほど来、話がございましたとおり、昨年6月に国民健康保険税の見直しにつきまして市長から諮問をさせていただき、委員の皆様には、本日まで5回にわたり答申に向けたご協議をいただきました。協議内容は、今後の越谷市国民健康保険財政に係る重要なものであり、大変難しい内容でございましたが、委員の皆様からそれぞれのお立場から貴重なご意見を頂戴いたしましたことに改めて感謝を申し上げます。

本市といたしましては、皆様からいただきました貴重なご意見を参考とさせていただきます、これまで以上に被保険者の健康づくりや医療費の適正化などに取り組み、国民皆保険制度の最後のとりでである国民健康保険の円滑な運営に努めてまいりたいと存じます。

結びに、委員の皆様方のますますのご健勝とご活躍をご祈念いたしますとともに、今後とも本市の国民健康保険の運営に対しまして変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げ、御礼の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○司 会 ありがとうございます。

次回の運営協議会の日程でございますが、3月の下旬の開催を予定しております。詳しくは開催の1か月ほど前に通知をお送りいたします。

最後に、閉会に当たりまして、加地副会長からご挨拶をいただきたいと思います。

○副会長 以上をもちまして、令和7年度第5回越谷市国民健康保険運営協議会を終了させていただきます。長時間にわたり皆様ご協力ありがとうございました。